

静岡県国民保護計画（案）のポイント

静岡県は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等への影響を最小とするための国民保護措置を、本県が長年培ってきた防災に関する知識、経験等を活かし、的確かつ迅速に実施する。

（主な国民保護計画の内容）

24時間即応体制の確立

- ・ 県は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応し得るよう、職員による当直体制を整備するなど24時間即応可能な体制を確保する。また、市町についても、県と同様、24時間即応可能な体制の整備を行うこととする。

避難住民への救援の実施

- ・ 円滑に救援を実施するためには、自然災害において避難住民を救助する現在の仕組みを生かすことが必要と考えられることから、知事は、市町長（指定都市の長は除く。）に救援の実施に関する事務（応急仮設住宅を除く。）を委任することとする。
- ・ 知事は、食料、飲料水、医療等の提供などにおいて市町長では対応が難しい場合、必要な支援を行うこととする。

初動連絡体制の整備

- ・ 特に初動時の対応が重要なため、県国民保護対策本部を設置する前の段階でも、適切な情報収集、調整、対策ができるよう、防災に準じて事前配備態勢を国民保護においても整備する。

国民保護の訓練と防災訓練との有機的連携

- ・ 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民への炊き出し等の訓練は、相互に活用できることを示して有機的に連携させるように配慮する。